

魅力的なネット広告に要注意!

【相談事例1】 ネット広告で、飲むだけで簡単に痩せられる500円のダイエットサプリを見つけた。名前や住所を入力しただけで注文完了となった。ところが、実は定期購入が条件で、2回目からは約2万円でもとも高額。解約はできたが、届いた2回目分の支払いを請求されて困っている。



【相談事例2】 初回980円の化粧品が「定期縛りなし」とネット広告に書かれていたので購入した。1回きりと思っていたのに2回目が届いた。解約しようとしたら、「空容器や納品書、キャンセル料が必要」と言われ不満。



ネット通販では、注文内容が詳しく書かれた「最終確認画面」を、申し込み前に確認することが重要です。表示していない場合や、誤認させるような表示により購入した場合、契約を取り消せる可能性があります。

【アドバイス】

1、 ネット通販では、必ず「最終確認画面」の以下の表示を確認しましょう。



①1回限りの購入ですか？

②2回目からはいくらですか？

③解約の方法や条件は？

について、「注文確定」を押す前によく確認しましょう。

2、「定期縛りなし」という記載は「1回限り」という意味ではない可能性があるあるので注意が必要です。

3、「最終確認画面」は、スクリーンショットで必ず保存しましょう。

「わからないことや困ったことがあれば、すぐに家族や消費生活センターに相談しましょう!」



困った時は消費生活センターへ、まずは電話でご相談ください。

消費者ホットライン ☎188(いやや) ※通話料は全て有料です。

(あなたの地域の消費生活センターにつながります。)

北九州市立消費生活センター【ウェルとばた7F】 ☎861-0999

5月は
消費者月間
です!

重要なお知らせ

令和8年4月から、小倉北・小倉南・八幡西相談窓口は消費生活相談員(職員)は常駐していません。窓口は閉まっています。

ほとんどの消費生活に関するご相談は電話で対応できます。

ご相談は、まず北九州市立消費生活センター(戸畑)(861-0999)までお電話ください。

事前相談のうえ、来所の必要がある場合は、ご予約のうえ区の相談窓口にご相談員を派遣します。皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

